【健康診断対象者の範囲】

次のいずれかに該当する者であること。

- 1 公立大学法人首都大学東京定款第9条に定める役員のうち、任命権者が 定めた基準を満たす者
- 2 公立大学法人首都大学東京教職員就業規則第2条に定める教職員
- 3 公立大学法人首都大学東京非常勤教職員就業規則第2条に定める教職員のうち、任命権者が定める基準を満たす者(※)
- 4 その他理事長が特に必要と認める教職員

※ 任命権者が定める基準

次の要件を満たす者

その者の勤務日数が月 12 日以上(1 日の労働時間が 7 時間 45 分の者に限る) 又は週 20 時間以上であり、かつ、雇用保険の一般被保険者であること。 雇用保険対象とならない学生は除く。